



## 写真による被害判定（自己判定方式）を希望される方へ

下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。  
写真による判定を希望する場合は「希望する」欄にチェックしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合（床下浸水に限る）
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による「一部損壊」の判定を行う場合  
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行う場合があります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※添付いただく写真は、被災家屋であることを確認できるもの、かつ被災状況が確認できるものを添付してください。

- ・家屋の四面（撮影可能な面）からの全景写真及び表札
- ・被害（損壊や浸水状況、浸水深など）がわかるもの

※ 写真による判定を希望する場合、表札・住居表示など家屋の所在がわかる写真や、下記のように撮影した写真を添付してください。

### 外観

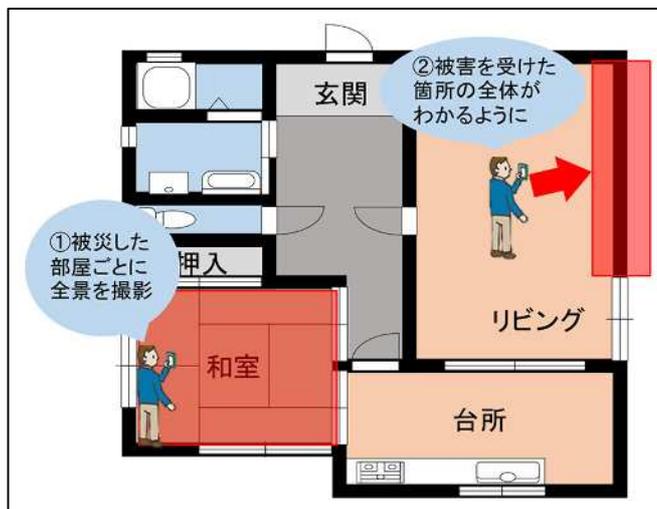
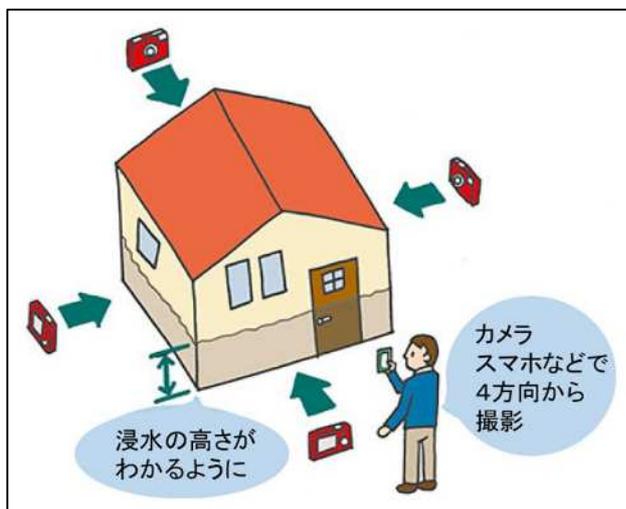
#### 家の外の写真の撮り方のポイント

- ◎カメラ・スマホでなるべく4方向から撮る
- ◎浸水した場合は浸水した深さも分かるように撮る

### 内観

#### 家の中の写真の撮り方のポイント

- ◎被災した部屋ごとに全景を撮る
- ◎被害箇所の「寄り」にて撮る
- ◎浸水した場合は最も深く浸水した箇所の全景と深さが分かるように撮る



## 罹災証明申請上の留意点

- ・罹災証明書は、被災家屋の住所地にある住民登録の世帯内容で交付されます。
- ・被災家屋の住所地に住民登録が無い場合は、被災家屋への居住実態が確認できる書類の提示が必要です。
- ・被災家屋が住家以外（非住家）の場合、罹災証明書には「被害の程度」は記載されません。
- ・家屋以外の構築物又は動産の被害については証明できません。（別途「被災届出証明書」を各区域地域総務課へご申請ください。）
- ・罹災証明書は原則郵送により交付します。
- ・罹災証明書の交付は原則1枚です。原本を必要とする提出先が複数の場合は必要枚数を記入してください。